

臨時配達員(臨配)の紹介を除く場合のみに以下適用

紹介した採用者が自己都合により又は就業規則違反等の採用者の責に帰すべき事由により業務満了期間(1年)を待たずに6ヶ月未満で退職した時は、一括ないし分割で受領した紹介手数料を返還した上、採用者が入社した日から退職日までの紹介手数料を受領する。